

議案第 23 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

甲府市長 樋口 雄一

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 10 月条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表 36 の 5 の項の次に次のように加える。

36 の 6	甲府市学校運営協議会		年額 10,000 円
--------	------------	--	-------------

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

学校運営協議会の委員の報酬の額を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。